

「令和7年度県外学生U I Jターン就職サポーター事業」業務委託企画提案競技実施要領

令和7年度に宮崎県(以下「県」という。)が実施する「県外学生U I Jターン就職サポーター事業」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案競技を行う。

1 事業の目的

県外の就職支援協定校及び県外大学等のキャリアセンターと連携し、学生への就職情報の提供や就職相談対応を行うほか、県外学生の採用を希望する県内企業の人材確保に向けた相談対応を行うことで、大手企業と比較して就職情報の少ない県内企業と県外学生との接点を作るとともに、県内企業や宮崎県で暮らす・働くことの魅力を伝え、県内へのU I Jターンを推進する。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により3(1)に掲げる業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 業務の概要

(1) 業務名 県外学生U I Jターン就職サポーター事業(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

別紙「県外学生U I Jターン就職サポーター事業委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 契約上限額

18,046,803円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 支払方法は、精算払とする。ただし、県が業務の円滑な遂行を図るために必要と認める場合には、概算払も可とする。

※ なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

4 参加資格等

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に対応できる体制を整えていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平

成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。

(5) 県税に未納がないこと。

(6) 宮崎県暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 18 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は、代表者及び役員が同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者であること。

(7) 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等 (宮崎県内に居住している者に限る。) の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

5 企画提案競技の公示方法

県庁ホームページにより公示

6 スケジュール (予定)

令和 7 年 2 月 20 日 (木)	県ホームページにて公示
令和 7 年 3 月 5 日 (水) 午後 5 時	企画提案競技参加申込書申込期限
令和 7 年 3 月 5 日 (水) 午後 5 時	質問書受付期限
令和 7 年 3 月 12 日 (水) 正午	企画提案書提出期限
令和 7 年 3 月 19 日 (水) 以降	審査
令和 7 年 3 月 28 日 (金) まで	審査結果通知
令和 7 年 4 月 1 日 (火)	業務開始

7 参加申込書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

(1) 提出場所 16 の場所

(2) 提出期限 令和 7 年 3 月 5 日 (水) 午後 5 時まで (必着)

(3) 提出方法 持参、郵送、電子メール又はファクシミリ

(4) 提出書類

ア 企画提案競技参加申込書 (様式第 1 号)

イ 誓約書 (様式第 2 号)

ウ 代理人を選定した場合にあっては、委任状 (様式第 3 号)

(5) その他

ア 電子メール又はファクシミリで上記 (4) の書類を送付した者は、企画提案書提出時に原本を提出すること。また、当日中に雇用労働政策課に対して電話で提出状況の確認を行うこと。

イ 参加申込書の提出後に企画提案競技を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届 (様式第 4 号) を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、本業務に係る企画提案競技の参加辞退は、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

ウ 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合、辞退届が提出されたものとみなす。

エ 件名は「県外学生U I J ターン就職サポーター事業業務委託企画提案競技への参加申込」とすること。

8 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第5号）を次の方法により提出すること。

(ア) 電子メール（アドレス：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。

(イ) 件名は「県外学生U I J ターン就職サポーター事業業務委託企画提案競技への質問」とすること。

イ 受付期限

令和7年3月5日（水）午後5時まで

(2) 回答

質問者に対し、原則として、質問受付日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に回答するものとする。

ただし、仕様書等の変更に係る質問に対する回答については、参加申込書を提出したすべての者に回答するものとする（その際、質問者名は公表しない。）。

9 企画提案書及び見積書等の作成及び提出

(1) 企画提案書

ア 審査基準表の各項目順に従って提案内容を分かりやすく記載し、印刷物を5部（正本1部及び副本4部）提出すること。

イ 日本工業規格A列4番の用紙で作成し、15ページ程度にまとめることとし、記載する文字のポイント数は11ポイント以上を目安とする。

また、必要であれば、日本工業規格A列3番の用紙を折り畳んで使用することができる。

ウ 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。

エ 業務の再委託を想定している場合は、再委託先、再委託する業務の内容（範囲）、個人情報を取り扱う業務が含まれるかについて記載すること。

オ 日本語で表記し、専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

カ 企画提案書には通し番号を振り、目次を付けること。

キ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(2) 見積書

ア 見積書には積算内容を明記すること。様式は任意とする。

なお、積算内容については、本業務の履行に要する経費をすべて盛り込むこととし、数量、単価等の積算根拠も明確に記載すること。また、次の内容は記載を必須とする。

- ・ 人件費（給与及び社会保険料等）
- ・ 活動事務費（旅費及び諸経費等）

- ・ 使用料賃借料

イ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

ウ 宛名は宮崎県知事とすること。

(3) 納税証明書

4 (5)に係る納税証明書（宮崎県に対する県税に未納がないことの証明）

原則として、参加申込みを行った日から3か月以内のもの。写しでも可。

ただし、提出は審査結果通知後でも可とする。

(4) 特別徴収実施確認・開始誓約書

4 (6)に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号）

ただし、提出は審査結果通知後でも可とする。

(5) 提案者の会社概要等がわかる資料（A4紙1～2枚程度）

(6) 提案者の直近2期分の決算報告書

(7) サポーター配置体制表（様式第7号）

(8) 提出期限及び提出方法

令和7年3月12日（水）正午まで

※ 16の場所まで持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。送付の場合であっても、上記の日時必着とする。）

※ 企画提案書及び見積書を提出した後においては、これらの書類の内容を変更することはできない。

10 審査

審査方法は原則として書面審査による。ただし、企画提案に対し個別ヒアリング等を実施することがある。実施する場合の日時・場所等は別途連絡する。

(1) 内容

審査は別途定める要領に従って行うものとし、複数の審査委員において提案内容を総合的に審査し、受託候補者を選定する。

(2) 選定結果の通知

採択・不採択にかかわらず、企画提案競技参加者に対し、令和7年3月28日（金）までに電子メール及び書面により通知する。

11 契約

(1) 最優秀提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。

(2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議を行い、前項に準じて契約を行う。

(3) 業務を再委託する場合は、受託候補者から「再委託の承認申請書」、受託候補者及び再委託先の連名で「再委託に係る個人情報保護に関する誓約書」の提出を依頼することがある。

(4) 9(3)及び(4)の書類について、審査結果通知後に提出を希望する場合であつて、県が指定する日までにこれらの書類を提出できない場合には、県は次点の提案者と契約に向けて協議

を行い、第1項に準じて契約を行う。

12 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

なお、契約保証金の納付は、11(1)の協議が整い次第、速やかに納付すること。

13 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は4の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自ら提案をするとともに、他人の代理人として提案した者
- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字を誤脱した者、又は不明な提案をした者

14 重要事項

本業務については、宮崎県の令和7年度当初予算が成立した場合に事業化されるため、この条件を満たさない場合には、提案に係る一切についていかなる効力も発生しない。この場合においても、提案書等の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

15 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、県は、提出された書類を、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務による成果品は、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める場合がある。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則によるものとする。

16 事務を担当する部局

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当（担当 貴嶋）

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7105 ファクシミリ：0985-32-3887

電子メール：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp